

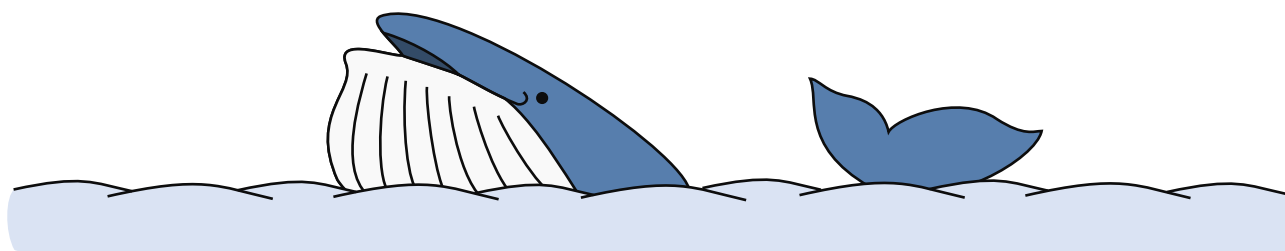
令和5年度
保育所・保育園
入園・利用のご案内



【お問い合わせ】
〒312-8501
茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号
☎029-273-0111（代表）
ひたちなか市 幼児保育課

もくじ

はじめに、お申し込みの前にまずは見学を	P 2
アレルギーや疾病・障害のある児童のお申し込みをされる保護者の方へ	P 2
認可保育所（園）入所資格	P 3
給付認定、保育必要量	P 4
保育年齢（保育所（園）でのクラス区分）、入所の申し込み期間（令和5年5月～令和6年3月入所）	P 5
認可保育所（園）入所申し込みから入所までの流れ	P 6
令和5年度 認可保育所（園）入所受付について	P 7
申し込みに必要なもの	P 8
お申し込みの前に必ずお読みください	P 9
入所審査・利用調整について	P 10
ひたちなか市保育所（園）入所の選考基準表（令和5年4月現在）	P 11
他市区町村への保育所（園）への入所を希望する方（広域入所）	P 15
入所後の諸手続き	P 16
保育料について	P 17
令和5年度保育料徴収基準額表	P 18
副食費免除について（3歳児クラス以降）	P 19
ひたちなか市の保育所（園）一覧	P 20
保育料以外にかかる費用・一時預かり等の実施事業一覧	P 27
保育料以外にかかる費用・一時預かり等の実施事業のご案内	P 28
その他の保育サービス等のご案内	P 29



はじめに

保育所（園）は、保護者の就労や病気などのために家庭で保育ができない児童を保護者に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。

幼稚園とは異なり、「集団生活に慣れさせる」、「下の子に手がかかる」などの理由では保育所（園）に入所することはできません。

お申し込みの前にまずは見学を

保育所（園）は、お子様が一日の大半を過ごす場所であり、お子様の命を預ける大切な場所です。お申し込みの前に、お子様を連れて必ず見学に行きましょう。

見学は、事前予約が必要です。園によっては見学日が決まっている場合や行事等により対応できない日もありますので、各保育所（園）にご確認ください。

第一希望の保育所（園）のみならず、希望するすべての施設の見学を入所申し込みの前に済ませておくことが望ましいです。見学の際は、下記のポイントをチェックしましょう。

- 保育方針はお子様に合っていますか？
- 施設の環境や保育者の対応は見ましたか？
- 送迎の時間は間に合いますか？
- 給食の内容や行事、入所の際に準備するものは確認しましたか？



見学は、直接園の先生に不安なことや疑問を解消できる良い機会ですので、遠慮せずにお話しましょう。

アレルギーや疾病・障害のある児童のお申し込みをされる保護者の方へ

お子様にアレルギーや障害等があり、特別な配慮が必要な場合は、園がお子様を安全に受け入れるための体制を入所前に整えるなどの必要があるため、見学の際にはお子様を連れて直接園の先生にご相談ください。また、疾病があり、医師から集団生活における特別な配慮は必要ないと診断されている場合でも、見学の際は必ず園にご相談ください。

その他、お子様の発達等が気になっている場合やすでに関係機関に相談をしている場合等も、入所前に相談されることをおすすめします。

見学していなくても入所が内定する場合がありますが、健康診断や面談等を行った結果、受け入れ体制が整わない場合、その月は内定取り消しとなり、翌月の審査に持ち越しとなる場合もあります。

お子様の状況に関して、不安なことなどありましたら、幼児保育課までご相談ください。

認可保育所（園）入所資格

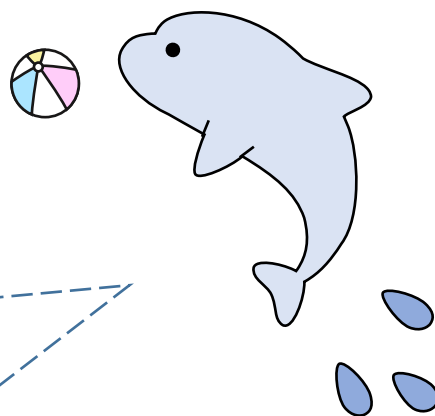
保育所（園）に入所できる児童は、ひたちなか市に住所があり、保護者が次のいずれかの事情にあるとともに、保護者以外の家族の方も児童を保育できない場合に限ります。

保育できない理由	入 所 資 格	利 用 期 間
就 労	月64時間以上の就労の方に限ります。（通勤時間は含みません。） ※産休・育休中の方は、就労を理由とする入所はできません。 ※無報酬など正当な金銭的収入を目的としない(県基準最低賃金未満)労働や、家業の手伝い、自家用の農業、ボランティア活動等、生計に寄与しないものは認められません。	保護者が就労している期間 （退職日の属する月の末日まで）
妊 娠 ， 出 産	出産の前後（産前：出産予定月を含む2か月，産後：2か月）である場合。 ※期間中は就労中であっても、就労理由等による入所はできません。 ※妊娠出産の理由による入所の方は、就労中であっても、期間終了後に退所となります。その後、就労理由等での利用には別途新規申し込みが必要です。	出産予定月を含む2か月から産後2か月 （最長4か月）
保 護 者 の 疾 病 等	保護者の疾病や負傷，心身の障害により児童の保育ができない場合。	通院・入院等の治療や支援を要する期間
病 人 の 看 護 等	家庭内外に長期にわたる療養が必要な方や，心身に障害のある方がいるため，保護者がいつも看護等に当たっている場合。	被看護（介護）者が看護（介護）を要する期間
災 害 復 旧	火災，風水害又は地震などの災害を受け，その復旧の間である場合。	災害復旧に要する期間
求 職 活 動 （ 起 業 準 備 を 含 む ）	求職活動や起業準備などを行っている場合。 派遣会社に登録している方で就労先が決まっていない場合。 ※求職活動の理由による入所の方は，期間終了後に退所となります。継続した入所には最終月の10日までに就労証明書等の提出が必要です。	利用開始日から3か月間 ※新規入所の場合
就 学	就労の条件に準じます。 ※職業訓練校等における職業訓練を含みますが，通信等による自宅での資格取得等は認められません。	保護者が就学している期間 （卒業・修了日の属する月の末日まで）
そ の 他	上記以外の理由により児童の保育ができない場合は，幼児保育課までご相談ください。	

育児休業明けに伴う職場復帰日や、就労を開始する日が月の15日までになる方については、慣らし保育（早めのお迎え）を考慮して、復帰月または就労開始月の前月から申し込みができます。

入所が決まり、入所月の翌月の15日までに復帰または就労開始が確認できない場合は、入所は取り消しになりますのでご注意ください。

※育児休業明けによる職場復帰の方は P.9 参照



給付認定

保育所（園）等の利用を希望される場合は、利用のための認定が必要です。

保護者の方からの申請に基づき、保育が必要と認められる場合は市が次の区分により認定を行います。

認定区分	対象児童	利用施設
2号認定	満3歳以上の児童	保育施設等
3号認定	満3歳未満の児童	

保育必要量

保育の必要な事由等に応じて、保育所（園）を利用できる時間が次のとおり区分されます。

区分	保育時間（利用できる上限）
保育標準時間	保育所が設定する1日の利用時間帯の中で、最大11時間
保育短時間	保育所が設定する1日の利用時間帯の中で、最大8時間

※認定を受けた方（入所資格があると判断された方）は、保育標準時間・保育短時間のそれぞれ利用できる範囲の中で、保育が必要な時間に応じ施設を利用していただくことになります。

※求職活動や育児休業中（育児休業開始日の属する月の翌月から）は、原則短時間認定となります。

※利用時間は各保育所（園）の指示に従ってください。

保育年齢（保育所（園）でのクラス区分）

保育所（園）でのクラス区分は、4月1日時点の年齢で決定されます。

令和5年度 クラス対応表 ※令和5年4月 1日時点の年齢 でクラス分け	生年月日	クラス
	平成29年4月2日～平成30年4月1日 (2017年4月2日～2018年4月1日生)	5歳児クラス (年長クラス)
	平成30年4月2日～平成31年4月1日 (2018年4月2日～2019年4月1日生)	4歳児クラス
	平成31年4月2日～令和2年4月1日 (2019年4月2日～2020年4月1日生)	3歳児クラス
	令和2年4月2日～令和3年4月1日 (2020年4月2日生～2021年4月1日生)	2歳児クラス
	令和3年4月2日～令和4年4月1日 (2021年4月2日生～2022年4月1日生)	1歳児クラス
	令和4年4月2日～ (2022年4月2日生～)	0歳児クラス

入所の申し込み期間（令和5年5月～令和6年3月入所）

※令和5年4月入所はP.7参照

令和5年	5月入所	令和5年3月13日（月）	から	令和5年4月10日（月）	まで
	6月入所	令和5年4月11日（火）	から	令和5年5月10日（水）	まで
	7月入所	令和5年5月11日（木）	から	令和5年6月12日（月）	まで
	8月入所	令和5年6月13日（火）	から	令和5年7月10日（月）	まで
	9月入所	令和5年7月11日（火）	から	令和5年8月10日（木）	まで
	10月入所	令和5年8月14日（月）	から	令和5年9月11日（月）	まで
	11月入所	令和5年9月12日（火）	から	令和5年10月10日（火）	まで
	12月入所	令和5年10月11日（水）	から	令和5年11月10日（金）	まで
令和6年	1月入所	令和5年11月13日（月）	から	令和5年12月11日（月）	まで
	2月入所	令和5年12月12日（火）	から	令和6年1月10日（水）	まで
	3月入所	令和6年1月11日（木）	から	令和6年2月13日（火）	まで

認可保育所（園）入所申し込みから入所までの流れ

入所申込の事前準備

施設見学や申込書等の準備

保育所（園）の空き状況は毎月5日

（5日が休日の場合は次の開庁日）

午後5時以降に市ホームページにて公開

入所申込書の提出

締め切りは入所希望月の前月10日までです。（10日が休日の場合は次の開庁日まで）

（4月入所のみ別規定日，P.7参照）

給付認定

認可保育所（園）を利用する資格があるかどうかを審査します。

審査の結果，入所の資格がないと判断された場合は，利用調整（入所審査）を行うことはできません。

（認定証は入所決定した方に送付します。）

利用調整（入所審査）

入所選考基準（P.11～14参照）に基づき，優先度を決めます。優先度の高い児童から順に入所先を決定していきます。

※申し込みの早い順や長期間空きを待っているかどうか等は審査に関係しません。

※保育所（園）の空き状況や申請書の内容等により，入所の可否を審査・判断しています。

結果発送

毎月20日頃に郵送にて通知します。

（4月入所のみ別規定日，P.7参照）

※発送日ですので，通知が届く日ではありません。

審査結果は個人情報になりますので，電話

ではお答えできません。

入所が決定した場合

「入所承諾書（兼保育料決定通知書）」が届きます。

※園からも連絡が入ります。面談等，入所の準備をすすめてください。

入所が決定しなかった場合（入所保留）

「入所保留通知書」と「次回審査の連絡票」が届きます。

翌月の審査を希望する場合は，「次回審査の連絡票」をご提出ください。提出がない場合，翌月の審査は行いません。

※翌月以降，年度末まで入所できない場合がありますので，認可外保育施設等の代替手段もあらかじめご検討ください。（P.29参照）

入所（翌月1日から）

慣らし保育が始まります。園によって期間は異なりますが，おおよそ1～3週間程度です。

※入所後の園での生活や預け方等に関しては，施設長の指示に従ってください。

入所を辞退する場合

入所承諾書（兼保育料決定通知書）に記載された辞退可能期間内に，認定証と入所承諾書（兼保育料決定通知書）をお持ちのうえ，幼児保育課へお越しください。期限を過ぎてから辞退を申し出た場合は，入所していなくても1か月分の保育料がかかります。

令和5年度 認可保育所（園）入所受付について（支給認定に関する申請についても同様）

令和5年4月入所

●本受付

受付期間	令和4年11月 1日（火）から令和4年11月30日（水）まで （土・日・祝日を除く）
受入見込人数公開	令和4年11月14日（月）午後5時以降 ※市ホームページ及び幼児保育課窓口にて公開
結果通知（郵送）	令和5年 1月18日（水）発送予定

●二次受付

受付期間	令和5年 1月18日（水）から令和5年 1月31日（火）まで （土・日・祝日を除く）
受入見込人数公開	令和5年 1月18日（水）午後5時以降 ※市ホームページ及び幼児保育課窓口にて公開
結果通知（郵送）	令和5年 2月22日（水）発送予定

二次受付は、本受付で保留になった方と、二次受付から新規で申し込んだ方が審査の対象になります。

<注意事項>

- ※二次受付は本受付終了後、空きがある場合のみ実施します。
- ※令和4年度内に入所待ちしている方や令和4年度12月～3月入所希望の方は、年度末まで入所できない場合がありますので、各月の入所申し込みと並行して4月の申し込みを行うことも可能です。（令和4年度入所については、令和4年度の案内をご参照ください。）
- ※本受付で保留になった場合は、「入所保留通知書」と「二次審査の連絡票」が届きます。本受付での申請内容に変更がある場合のみ提出が必要です。

令和5年5月～令和6年3月入所

受付期間	入所希望月の前々月の11日から入所希望月の前月の10日まで （土・日・祝日を除く） ※10日が休日の場合は次の開庁日まで
受入見込人数公開	毎月5日 午後5時以降 （5日が休日の場合は次の開庁日） ※市ホームページ及び幼児保育課窓口にて公開
結果通知（郵送）	入所希望月の前月20日頃 発送

- ・申 込 場 所：ひたちなか市役所 第3分庁舎1階 幼児保育課
ひたちなか市役所那珂湊支所 保険福祉担当窓口
 - ・窓口開所時間：午前8時30分から午後5時30分まで（土・日・祝日を除く）
 - ・申 込 方 法：郵送または持参
- ※受付期間を過ぎてしまった場合は、受付することはできませんので、期日に余裕をもってお申し込みください。また、追加書類などもお受けすることはできません。（郵送：必着）

申し込みに必要なもの（児童一人につき一式必要です）

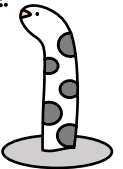
【全員必要なもの（市ホームページでダウンロード可）】

①	教育・保育給付認定申請書兼入所申込書
②	家庭状況申立書兼調査票
③	発育状況調査票
④	保育利用に関する確認票及び同意書
⑤	保護者が保育できない状況を証明する書類（両親分）※下記参照
⑥	児童手当・特例給付に係る学校給食費・保育料等の徴収等に関する申出書

⑤の書類

兄弟姉妹で手続する場合、原本1部とコピーで対応することも可能ですが、ご提出の前に必ずご自身でコピーをお願いします。

※提出された書類はご返却できません。



※各種提出書類に虚偽の記載があることが判明した際には、入所が決定した場合も取り消しとなります。なお、入所後に明らかになった場合も、保育の実施は解除されますのでご注意ください。

保護者の状況	提出書類	注意事項
就労	家庭外労働（育児休業明け、就労予定含む）、内職 ○就労証明書	●就労先からの証明が必要です。（作成日が提出日の3か月以内のもの） ●[育児休業明けの方]就労証明書の育児休業の取得期間を必ず記入してください。 ●[就労予定の方]就労開始後、再度就労証明書の提出が必要です。 ●[内職の方]発注伝票・賃金明細等の提出も必要です。
	自営業、自営業協力者、農業、業務委託 ○就労証明書 ○会社やお店の運営を確認できる書類	●会社やお店の運営を確認できる書類としていずれか1つの提出が必要です。確定申告書・開業届・営業許可証・請負契約書・領収書・請求書・納品書・仕入れ伝票・給与明細書・給与が振り込まれた通帳などの写し（直近のものをご提出ください） 事務所やお店を開業していることがわかるパンフレット、チラシ、ホームページのコピーなど ●提出がない場合は、求職活動として審査します。
妊娠・出産	○妊娠証明書 または母子手帳の写し	●産前月・予定月・産後2か月間からの入所は最長4か月間になります。 ●就労理由等での利用には別途新規申し込みが必要です。 ●母子手帳の写しは、「表紙」と「出産予定日記載ページ」が必要です。
保護者の疾病等	○保護者の診断書 または各種手帳等の写し	●[診断書] 作成日が提出日の1か月以内のものがが必要です。 療養を要する期間および療養期間中に家庭保育が不可能な旨の記載が必要です。
病人の看護等	○介護・看護状況申告書 ○看護が必要な方の診断書 または各種手帳等の写し	●[各種手帳等の写し] 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳のいずれかまたは介護保険証（認定済）です。
求職活動 起業準備中	○求職活動等状況申告書	●3か月で利用期間満了・退所になります。 ●ハローワークに登録している方は、受付票の写しを添付してください。
就学	○在学証明書およびカリキュラム等	●カリキュラム等は、授業・講習時間と履修する科目や教科の名称が記載されているものがが必要です。（時間割のみは不可）

※提出した書類の内容について、就労先等へ電話や訪問などにより確認する場合や書類の再提出・追加提出をしていただくことがあります。

【該当する方のみ必要なもの】

- 児童に障害や疾病等がある場合、専門医又は専門機関の **意見書等** が必要となる場合があります。（集団生活が可能であるかなどを判断させていただく場合があります。）
- 児童のアレルギーについて入所希望の保育所（園）に要望がある場合は、入所希望先を選定する際に対応が可能か事前に保育所（園）にご確認ください。（入所後には生活管理指導書の提出が必要になります。再度園からご連絡があります。）
- 離婚調停中や裁判中の方は、**裁判所からの証明書等（期日通知書等）**の提出により、配偶者の書類について省略することができます。（一部例外があります）
- 配偶者のDVによる避難等に伴う申し込みをお考えの方は、生計を全く別に行っていることが確認できることと、婦人相談所等の証明書の提出により、配偶者の書類を省略することができる場合があります。
- 第三者の証明がない離婚協議中の方や、単身赴任により配偶者と別居している方については、別居している配偶者の書類も必要となります。（保育料についても、配偶者の税額を加算します）

お申し込みの前に必ずお読みください

【申請書類が間に合わない方】

申請書類が全てそろわない場合でも、入所申し込みをすることは可能です。ただし、提出された書類のみでの審査になりますので、優先度が下がる場合があります。（就労をしている事実があっても、就労証明書が締め切りまでに提出されない場合は「求職活動中」の取り扱いでの審査になります。）

受付期間を過ぎてから追加提出した場合、翌月の審査より適用となります。

【育児休業明けによる職場復帰の方】

育児休業明けに伴う職場復帰日が月の15日までにになる方については、慣らし保育（早めのお迎え）を考慮して、復帰月の前月から申し込みができます。

《例》令和5年5月15日までに復帰の方：4月入所の申し込み可

令和5年5月16日以降に復帰の方：4月入所の申し込み不可⇒5月入所より申し込み可

なお、入所が内定した場合でも、育児休業中または終了後に復職せず退職（転職含む）した場合や、入所月の翌月の15日までに復職が確認できない場合は、内定取り消しまたは退所になります。（復職とは育児休業を取得した就労先に職場復帰することです。）

【育児休業の延長手続きをされる方】

育児休業の延長の手続きの際、児童が満1歳に達する月の保育所（園）に入所できなかった証明書（入所審査後に送付する「入所保留通知書」のことです。）が必要となる場合があります。入所保留通知書は、その月の入所申し込みをした方かつ入所審査の結果保留になった方のみに通知するものです。入所決定後に入所を辞退した方やその月に入所申し込みをしなかった方には通知することはできません。

育児休業の復帰・延長については、労使間の取り決めとなりますので就労先へ、各種給付等については管轄のハローワークへ、事前によくご確認ください。

※すでに兄弟が在園していて、下の子の出産により育児休業を取得している場合

兄弟の在園が認められる期間は育児休業対象児童が1歳になった年の年度末までです。

保護者が、育児休業対象児童が1歳になる年の年度末の翌々月の15日までに復帰をしない場合は、家庭保育が可能とみなし退所となりますので、育児休業の延長等を検討される際にはご注意ください。

【生まれる前のお子様の申し込みをされる方】

4月入所希望の申し込みに関し、出生前の児童の申請を受け付けています。

申し込み可能な出生前児童は、令和5年4月1日時点で生後57日以降の児童（令和5年2月3日までに出生予定の児童）に限ります。申込書の記入方法等につきましては、幼児保育課までお問い合わせください。

入所審査・利用調整について

利用調整とは

利用調整とは、保育所（園）の受け入れ可能な人数を超える申し込みがあった場合、各家庭の「児童の保育の必要性・緊急性」について指数化し、それに基づいて優先度を決めることです。

入所の決定方法

優先度の高い順に、入所を決定していきます。希望順や先着順ではありません。

<例>

優先度	児童名	年齢	第1希望	第2希望	第3希望
1	A山 A子	1歳児	C保育園	D保育園	E保育園
2	B川 B男	1歳児	E保育園	C保育園	D保育園

上記の例でE保育園のみ空きがあった場合、E保育園を第一希望としているB川さんではなく、優先度の高いA山さんが内定となります。

このように、希望順よりも優先度の高い方から先に内定となるため、希望する保育所（園）を希望する順にご記入ください。

兄弟姉妹が在園している園を希望した場合

兄弟姉妹がすでに在園している保育所（園）に申し込みをする場合、優先度は高くなりますが、必ず入所できるわけではありません。他の保育所（園）もご検討いただき、より多くの希望先を記入することをおすすめします。

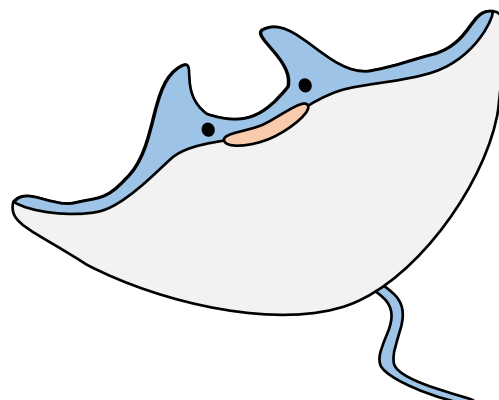
申し込み児童の指数について

入所審査前に申し込み児童の指数等について幼児保育課でお答えすることはできません。

入所が保留になった方に限り、入所審査終了後かつ結果発送後であれば、申し込み児童の指数等の開示申請が可能です。開示を希望する場合は、ご本人確認できる書類等（入所保留通知書、運転免許証等）を持参の上、幼児保育課までお越しください。

他の児童の指数等につきましては、個人情報となるためお答えすることはできません。

11～14ページの選考基準表に基づいて利用調整を行っていますので、ご参照ください。
 $\boxed{\text{父の基準指数}} + \boxed{\text{母の基準指数}} + \boxed{\text{補正指数}} = \boxed{\text{合計の指数}}$ となります。



ひたちなか市保育所（園）入所の選考基準表（令和5年4月現在）

表1 基準指数

番号	保護者の状況		基準指数	
	類型	細目		
1	居宅外労働 (※1)	外勤 ・ 自営業 中心者	月180時間以上の就労を常態	20
			月175時間以上180時間未満の就労を常態	19
			月170時間以上175時間未満の就労を常態	18
			月165時間以上170時間未満の就労を常態	17
			月160時間以上165時間未満の就労を常態	16
			月150時間以上160時間未満の就労を常態	15
			月140時間以上150時間未満の就労を常態	14
			月120時間以上140時間未満の就労を常態	13
			月100時間以上120時間未満の就労を常態	12
			月64時間以上100時間未満の就労を常態	11
		自営業 協力者 (※2)	月180時間以上の就労を常態	17
			月175時間以上180時間未満の就労を常態	16
			月170時間以上175時間未満の就労を常態	15
			月165時間以上170時間未満の就労を常態	14
			月160時間以上165時間未満の就労を常態	13
			月150時間以上160時間未満の就労を常態	12
			月140時間以上150時間未満の就労を常態	11
			月120時間以上140時間未満の就労を常態	10
			月100時間以上120時間未満の就労を常態	9
月64時間以上100時間未満の就労を常態	8			
2	居宅内労働 (※1)	自営業 中心者	月180時間以上の就労を常態	19
			月175時間以上180時間未満の就労を常態	18
			月170時間以上175時間未満の就労を常態	17
			月165時間以上170時間未満の就労を常態	16
			月160時間以上165時間未満の就労を常態	15
			月150時間以上160時間未満の就労を常態	14
			月140時間以上150時間未満の就労を常態	13
			月120時間以上140時間未満の就労を常態	12
			月100時間以上120時間未満の就労を常態	11
			月64時間以上100時間未満の就労を常態	10
		自営業 協力者 (※2)	月180時間以上の就労を常態	15
			月175時間以上180時間未満の就労を常態	14
			月170時間以上175時間未満の就労を常態	13
			月165時間以上170時間未満の就労を常態	12
			月160時間以上165時間未満の就労を常態	11
			月150時間以上160時間未満の就労を常態	10
			月140時間以上150時間未満の就労を常態	9
			月120時間以上140時間未満の就労を常態	8
			月100時間以上120時間未満の就労を常態	7
		内職	月120時間以上の就労を常態	10
			月64時間以上120時間未満の就労を常態	6
3	不存在	死亡, 離別, 行方不明, 拘禁, 別居	20	
4	出産	予定日含む産前2ヶ月, 産後2ヶ月	7	

5	疾病 障害	疾病	おおむね1ヶ月以上の入院		25	
			自宅内 療養	精神性	精神障害者保健福祉手帳1～2級程度	20
					精神障害者保健福祉手帳3級程度	16
					上記以外の程度	13
				一般療養	身動きがとれず安静を要する状態	19
			通院加療のために保育に当たれない場合		16	
		障害	身体障害者手帳の交付、または診断を受けている	身体障害者手帳の等級が1級または2級		20
				身体障害者手帳の等級が3級		17
				身体障害者手帳の等級が4級以下		15
			療育手帳の交付を受けている場合	知的障害の程度	マルAまたはAである場合	20
	Bである場合	17				
	Cである場合	15				
6	看護 介護 付添	施設内	兄弟姉妹が長期入院しており、常時付添いが必要な場合		25	
			保護者が長期入院しており、常時付添いが必要な場合		25	
			保護者以外の親族（※4）が長期入院しており、常時付添いが必要な場合		13	
		自宅内	同居する親族（※4）の介護に常時あたっているもの（要介護4程度以上）		19	
			同居する親族（※4）の介護に常時あたっているもの（要介護1～3程度以上）		15	
			同居する親族（※4）の介護に常時あたっているもの（要支援）		10	
			同居する心身障害者の介護に常時あたっているもの（心身障害児施設への通園児の付添いを含む）		18	
			上記以外で必要とする場合		8	
自宅外	上記以外で必要とする場合		7			
7	災害	災害・風水害等により家屋が失われ復旧にあたる場合		20		
8	求職中 起業準備 （※3）	現在無職であり、児童を保育所（園）に入所させ求職活動・起業準備を行うもの		3		
9	就学 技能取得	既に就学・技能習得のため、外出を常態	月160時間以上の就学を常態		17	
			月140時間以上160時間未満の就学を常態		16	
			月120時間以上140時間未満の就学を常態		14	
			月100時間以上120時間未満の就学を常態		13	
			月80時間以上100時間未満の就学を常態		11	
			月64時間以上80時間未満の就学を常態		9	
10	DV・虐待	子ども・子育て支援法施行規則第1条第8号に該当する場合		30		
その他	未提出	保護者が保育できない状況を証明する書類の未提出		3		

表2 補正指数

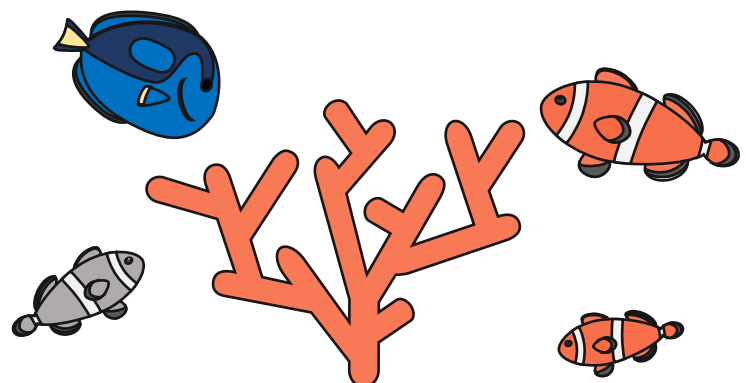
区分	調整の対象となる特別な事情	補正指数
1	生活保護による生活扶助を受けているとき	+7
2	兄弟姉妹が入所中施設への入所を希望するとき、または兄弟姉妹が入所中施設への入所を希望しているが、やむを得ず在園している認可保育所（園）以外を合わせて希望するとき	+15
3	新規入所申請児童が同時に2人以上で、同じ施設のみへの入所を希望するとき	+3
4	新規入所申請児童が同時に2人以上で、同じ施設のみへの入所を希望するとき（多胎児）	+4
5	就学前児の兄弟姉妹を申込みしない（障害児・幼稚園児等を除く）	-5
6	既に兄弟姉妹が別々の認可保育所（園）に入所しており、どちらか片方の在園している認可保育所（園）に転園を希望するとき	+10
7	既に市内の認可保育所（園）に入所中で、保育方針が合わないなどの私的な理由で他の保育所（園）に転園を希望するとき	-10
8	在園中の市内認可保育施設の統廃合等に伴い、後継施設以外に転園を希望するとき	+20
9	在園中の市内認可外保育施設の統廃合等に伴い、その後継施設とみなされる認可保育所（園）に入所を希望するとき、またはやむを得ず後継施設とみなされる認可保育所（園）以外を合わせて希望するとき	+12
10	既に市内の特定地域型保育を利用中で、その課程終了後、連携園への転園を希望するとき	+15
11	勤務の都合で父母の一方が単身赴任しているとき（隣接市町村以外に公簿上の住所を有する場合）	+2
12	保育に欠ける状態で、認可外保育事業（届出済）・一時預かりを利用しているとき	+5
13	本市在住もしくは本市に転入予定で他市町村の認可保育施設に入所中のとき	+8
14	障害や疾病等があるもしくはその可能性がある児童について、集団生活が必要であると客観的に認められるとき	+5
15	保護者が障害者手帳（身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳等）を取得していて、就労（見込）または求職活動中のとき	+1
16	産休・育児休暇明けに伴う職場復帰（就労証明書兼育児休業証明書に基づく）	+5
17	入所保留を希望するとき※5	-10
18	父が本市内の認可保育所（園）に勤務（予定を含む）している保育士、看護師、保健師であり保育体制の確保上必要である場合	+20
19	母が本市内の認可保育所（園）に勤務（予定を含む）している保育士、看護師、保健師であり保育体制の確保上必要である場合	+20
20	父が本市内の認可保育所（園）に勤務（予定を含む）している施設長、栄養士、保育補助者であり保育体制の確保上必要である場合	+5
21	母が本市内の認可保育所（園）に勤務（予定を含む）している施設長、栄養士、保育補助者であり保育体制の確保上必要である場合	+5
22	母子・父子世帯	+8
23	父母ともに失踪・死亡しているとき	+20
24	母子・父子世帯に準ずる世帯（離婚調停中かつ別居、失踪、行方不明、拘禁）	+6
25	市内在住65歳未満の父方祖父または祖母が無職・健康で保育の期待ができるとき（同居）	-7
26	市内在住65歳未満の母方祖父または祖母が無職・健康で保育の期待ができるとき（同居）	-7
27	市内在住65歳未満の父方祖父または祖母が無職・健康で保育の期待ができるとき（別居）	-5
28	市内在住65歳未満の母方祖父または祖母が無職・健康で保育の期待ができるとき（別居）	-5
29	市内在住65歳未満の父方祖父または祖母が週1～2回の就労のため保育の期待ができるとき（同居）	-5
30	市内在住65歳未満の母方祖父または祖母が週1～2回の就労のため保育の期待ができるとき（同居）	-5
31	市内在住65歳未満の父方祖父または祖母が週1～2回の就労のため保育の期待ができるとき（別居）	-3

32	市内在住 6 5 歳未満の母方祖父または祖母が週 1 ～ 2 回の就労のため保育の期待ができるとき（別居）	-3
33	祖父（父方）が離別または本市および隣接市町村以外に在住または介護施設等に常時入所中であるとき※ 6	+1
34	祖父（父方）が死別・失踪しているとき	+2
35	祖母（父方）が離別または本市および隣接市町村以外に在住または介護施設等に常時入所中であるとき※ 6	+1
36	祖母（父方）が死別・失踪しているとき	+2
37	祖父（母方）が離別または本市および隣接市町村以外に在住または介護施設等に常時入所中であるとき※ 6	+1
38	祖父（母方）が死別・失踪しているとき	+2
39	祖母（母方）が離別または本市および隣接市町村以外に在住または介護施設等に常時入所中であるとき※ 6	+1
40	祖母（母方）が死別・失踪しているとき	+2
41	保育所（園）入所申込の際に、過去に虚偽の申請をしていた場合	-10
42	多子世帯（1 8 歳未満で未就労が 2 人）※ 7	+1
43	多子世帯（1 8 歳未満で未就労が 3 人）※ 7	+2
44	多子世帯（1 8 歳未満で未就労が 4 人）※ 7	+3
45	多子世帯（1 8 歳未満で未就労が 5 人以上）※ 7	+4

- ※ 1 育児のための短時間の勤務制度を 1 年以上取得予定または取得中の場合は、制度利用時の就労時間に基づく点数により審査を行う。
- ※ 2 父母が同じ自営業の場合は、一人を「自営業協力者」とする。祖父母のいずれかが自営業中心者で父母が同じ自営業である場合は、父母ともに「自営業協力者」とする。ただし、父母ともに「業務独占資格（その業務に係る専門的資格）」を有する場合は、父母ともに「自営業中心者」とみなす。
- ※ 3 自営業の場合、会社やお店の運営を確認できる書類の提出がない場合は、「求職活動」とみなす。
- ※ 4 親族とは配偶者、6 親等以内の血族および、3 親等以内の姻族をいう。
- ※ 5 申込に必要な書類「保育利用に関する確認票及び同意書」または次回審査の連絡票で「入所保留を希望する」を選択した場合は、基準指数・補正指数はつけずにこの項目の点数のみで審査を行う。ただし、入所保留になるとは限らない。
- ※ 6 介護施設等とは、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム、ケアハウス、障害者施設とする。
- ※ 7 1 8 歳未満は、申請年度 4 月 1 日時点の年齢をさす。

< 注意点 >

- 市内の園では、市内の児童を優先するため、入所率が定員を超えている場合は、転入予定・兄弟在園・保護者が市内の認可保育所（園）に就労（予定）の保育士の場合を除き、他市町村からの新規での児童受け入れは行いません。
- 市外児童の利用調整については、市内児童の後に行うこととします。（転入予定・兄弟在園・保護者が市内の認可保育所（園）に就労（予定）の保育士の場合を除く。）



他市区町村の保育所（園）への入所を希望する方（広域入所）

保護者の就労先や里帰り出産などにより、住所地の保育所（園）では児童の送迎が困難となる場合には、他市区町村の保育所（園）を利用する制度があります。

他市区町村在住の方がひたちなか市内の保育所（園）への入所を希望する場合

●ひたちなか市へ転入予定の方

(1) 次の必要条件を満たす場合に市内児として審査をいたします。

入所希望月の前月末までにひたちなか市へ転入するかつ住所まで決まっている

(2) 申込み方法は、ひたちなか市在住の方と同様です。申込書に転入予定先住所をご記入ください。

※入所が決まった場合、入所月の前月末日までにひたちなか市への転入が確認できない際は入所が取り消しとなりますので、必ず前月までに転入手続きを行ってください。

●ひたちなか市へ転入予定以外の方

(1) 次の必要条件のうちのいずれかを満たすことをご確認ください。

①ひたちなか市内に父または母の就労先がある

②ひたちなか市内に祖父母宅がある

(2) 利用の必要条件を満たす場合は、住民登録がある市区町村へお申し込みください。

受付	住民登録がある市区町村の担当課
締切日	ひたちなか市の申込期間をご確認ください。
提出書類	住民登録がある市区町村指定の書類
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ひたちなか市の公立保育所は、入所することができません。 ・原則として、市内在住の方の利用調整を行い、受け入れ枠に余裕がある場合に他市区町村の方を内定します。 ・入所率が定員を超えている施設については新規入所できません。

ひたちなか市在住の方が他市区町村の保育施設等への入所を希望する場合

●ひたちなか市から転出予定の方

申し込み方法は転出先市区町村にご確認ください。

●転出予定以外の方

(1) 利用を希望する施設がある市区町村の担当課に次の3点をご確認ください。

①他市区町村から入所を希望する場合の必要条件

②希望する施設における他市区町村からの利用の可否 ※他市区町村からの利用ができない施設もあります。

③申し込み締切日

(2) 利用の必要条件等を満たす場合は、ひたちなか市へお申し込みください。

受付	ひたちなか市幼児保育課
締切日	希望する施設がある市区町村の締め切り7日前まで
提出書類	ひたちなか市の申込書一式
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ひたちなか市を含む2市区町村まで併願可能です。 ・利用調整は、施設がある市区町村に住民登録がある方を優先することが一般的です。 ・保育料は、ひたちなか市保育料徴収基準額により決定します。

入所後の諸手続き

※入所している保育所（園）にも伝えてください。

内容	必要書類	備考
退職したとき	○変更申請書兼変更届	退職日から原則2か月間の求職活動認定となります。その間に次の就労先の就労証明書を提出できない場合は退所となります。
退職したとき (母の産前産後期間中)	○変更申請書兼変更届 ○妊娠証明書または母子手帳の写し	上の子が在園していて、下の子の産前産後期間中に退職した場合は、認定事由は「就労」から「妊娠・出産」へ変更となり、産後2か月で退所となります。
退職したとき (育児休業期間中)	○退所届	家庭保育が可能とみなし退所となります。
就労先および就労時間等 が変わったとき	○変更申請書兼変更届 ○就労証明書	
育児休業を取得したとき	○変更申請書兼変更届 ○就労証明書 (育児休業の取得期間が記載されたもの)	すでに兄姉が在園していて、下の子の出産により育児休業を取得する方については、本来であれば家庭保育が可能とみなし退所となりますが、保育の継続性を考慮し、育児休業対象児童が1歳になった年の年度末まで兄姉の在園が認められています。 ※保育所（園）の利用時間は、育児休業開始日の属する月の翌日より保育短時間となります。
家庭状況が変わったとき (婚姻・離婚等)	○変更申請書兼変更届 ○[婚姻]配偶者分の保育できない状況を証明する書類	
家庭保育が可能になったとき	○退所届	
市外へ転出するとき	○退所届	転出月の末日までが当市での保育実施となります。 ※公立に入所している方：転出後、現保育所への継続入所はできません。 ※私立に入所している方：父母の就労先や祖父母宅が本市になければ、継続入所はできません。 継続入所を希望する場合は、転出先の市区町村で再度手続きが必要となります。
市民税所得割額が変わったとき		保育料が変更になる可能性があります。 幼児保育課までご連絡ください。

【提出期限】

○変更申請書兼変更届：変更が生じる月の前月の10日まで

※保育料の変更がある場合、事実発生日の翌月分から適用となりますので、申出が遅れると、事実発生日まで遡って算定し、保育料を追加で徴収することがあります。

○退所届：退所する月の10日まで

【現況届について】

次年度に引き続き保育所（園）を利用したい場合は、年に一度「現況届」の提出が必要です。現況届により、提出日時点における保育の必要性の有無の確認と次年度の利用の可否、保育料等を確認いたします。

※保育が必要な理由等が確認できない場合や締め切りまでに提出がない場合は、退所となりますのでご注意ください。

保育料について

保育料の決定について

毎月の保育料は世帯の市町村民税所得割課税額等に基づき、年2回算定します。

切替

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<前期分>					<後期分>						
令和4年度市区町村民税所得割課税額に基づく (令和3年1月～令和3年12月の収入等で計算)					令和5年度市区町村民税所得割課税額に基づく (令和4年1月～令和4年12月の収入等で計算)						

○転入者の方・父母のいずれかが市外在住の方：課税（非課税）証明書の提出が必要となる場合があります。

○海外に居住していた方：収入及び控除額等を証明する書類が必要となります。（給与支払証明書等）

保育料の見方（公立・私立共通） ※基準額表も一緒にご覧ください。

- ①入所児童の年齢を確認します。（令和5年4月1日現在の年齢）
※3歳児クラス（R5.4.1 現在3歳）から、保育料は無料です。
- ②父・母の市区町村民税所得割課税額を足した額が当てはまるところを基準額表で確認します。
- ③入所児童が何人目か確認します。（P.18〈きょうだいの数え方〉参照）

※保育料の算定基準となる市区町村民税所得割額について

市町村民税所得割額については、会社員等の方は雇用主から配布される下図の市・県民税の通知書の④をご覧ください。（それ以外の方は1月1日にお住まいの市区町村の市民税担当課へお問い合わせください。）両親分の④の額を合算した額が基準表中の階層区分のおおよその目安となります。

>< 切り取り線

令和2年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の
決定・変更通知書（納税義務者用）

指定番号	整理番号	受給者番号
住		所
氏		名

ひたちなか市 市民税課
〒312-8501 茨城県ひたちなか市
東石川2丁目10番1号
TEL 029(273)0111(代表) 内線3121.3122

>< 切り取り線

特別徴収税額明細

所得	給与収入		主たる給与以外の合算所得区分	総所得金額①
	給与所得	所得計		
所得控除	雑損			
	医療費			
	社会保険料			
	小規模企業共済			
	生命保険料			
	地震保険料			
	障害・寡・勤			
	配偶者			
	配偶者特別			
	扶養基礎			
所得控除合計②				
課税標準	総所得③			
	山林所得			
	分離短期譲渡			
	分離長期譲渡			
	株式等の譲渡			
上場株式等の配当等				
先物取引				

控除配	扶養配	親族配	該当配	区分配	本人配	当区配	区分配	課税配
④	④	④	④	④	④	④	④	④
税額控除前所得割額								
税額控除額								
所得割額								
均等割額								
税額控除前所得割額								
税額控除額								
所得割額								
均等割額								
特別徴収税額								
控除不足額								
既充当額								
既納付額								
差引納付額⑩⑪⑫								
変更前税額								
増減額⑬⑭								
変更月								

御本人のみ開封してください

令和5年度保育料徴収基準額表

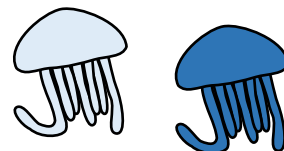
令和4年10月現在

階層区分	世帯の定義		保育料(月額:円)				
			保育標準時間		保育短時間		
			3歳未満児		3歳未満児		
			1人目	2人目	1人目	2人目	
第1	生活保護世帯等		0	0	0	0	
第2	ア 市町村民税が非課税の世帯		0	0	0	0	
	イ アに該当する世帯のうちひとり親世帯等(※)		0	0	0	0	
第3	ア 市町村民税の額が均等割の額のみ世帯		9,000	4,500	8,800	4,400	
	イ アに該当する世帯のうちひとり親世帯等		5,000	0	4,900	0	
第4	市町村民税所得割課税額が右の区分のいずれかに該当する世帯	ア 48,600円未満	12,000	6,000	11,700	5,850	
		イ アに該当する世帯のうちひとり親世帯等	6,000	0	5,800	0	
第5		ア 48,600円以上62,000円未満	18,000	9,000	17,600	8,800	
		イ アに該当する世帯のうちひとり親世帯等	6,000	0	5,800	0	
第6		ア 62,000円以上77,101円未満	26,000	13,000	25,500	12,750	
		イ アに該当する世帯のうちひとり親世帯等	6,000	0	5,800	0	
		ウ 77,101円以上97,000円未満	26,000	13,000	25,500	12,750	
第7			97,000円以上136,000円未満	36,000	18,000	35,300	17,650
第8			136,000円以上169,000円未満	41,000	20,500	40,300	20,150
第9			169,000円以上301,000円未満	53,000	26,500	52,000	26,000
第10			301,000円以上397,000円未満	55,000	27,500	54,000	27,000
第11		397,000円以上	57,000	28,500	55,900	27,950	

※ひとり親世帯等とは、母子・父子世帯、同世帯に障害をお持ちの方がいる世帯をいいます。

<3～5歳児について>

- 国の制度により、3歳児クラス以上のお子様の保育料は無料です。



<きょうだいの数え方>

- 同居の兄弟を上から数えていき、2人目は半額、3人目からは無料です。
- 第1～第8階層まで：同居の兄弟を上から順に1人目、2人目と数えます。
- 第9～第11階層まで：小学校就学前の兄弟を上から順に1人目、2人目と数えます。

<例> 家族構成：父，母，小学2年生兄，5歳児姉，2歳児本人

第8階層 1人目：小学2年生兄

2人目：5歳児姉 =無料

3人目：2歳児本人 =無料

第9階層 数えない：小学2年生兄

1人目：5歳児姉 =無料

2人目：2歳児本人=26,500円(半額)

保育料のお支払いについて

〔お支払い方法〕 口座振替

〔引 落 日〕 毎月28日（金融機関が休みの場合は翌営業日）※前日までに残高をご確認ください。

入所内定した方には、後日、保育料預金口座振替依頼書を送付し、提出のご案内をいたします。

口座振替依頼書が締切日までに間に合わなかった場合、納付書にてお支払いいただく可能性があります。

保育料を滞納された場合の対応について

○督促状・催告書の通知

○保育所（園）から納付指導

○申し出による児童手当からの保育料の徴収

児童手当を受給している保護者が保育料を滞納している場合に、保護者の申し出により児童手当から徴収する制度を実施しています。

申出書を提出していただくことにより、保育料の滞納分を児童手当から徴収いたします。

市の歳入の確保と納付している多くの方々との公平性を図るため、提出をお願いいたします。

なお、申出書を提出した場合でも滞納が発生しない限り、児童手当から徴収することはありません。

○自宅及び就労先への訪問

○児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく滞納処分

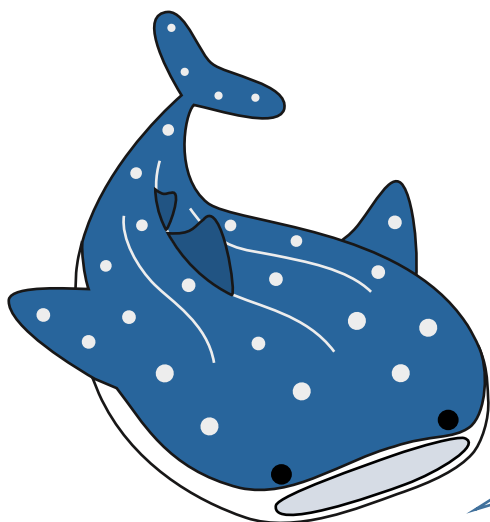
（給与、不動産、預金等の財産を調査し、差押えをする場合がありますので、必ず期限内に納めてください。）

副食費免除について（3歳児クラス以降）

入所した保育所（園）で給食費（主食費・副食費）を徴収します。

副食費（おかず代、おやつ代等）は、保護者の所得によっては免除となる場合があります。免除対象者には入園後通知します。

なお、0～2歳児の給食費は保育料に含まれますので、給食費としての徴収はありません。



次のいずれかに該当する場合は、副食費が免除となります。

- 市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯の子ども（ひとり親世帯等の場合は、77,101円未満の世帯）
- 小学校就学前の兄弟を上から順に1人目、2人目と数えていき、3人目以降となる子ども

ひたちなか市の保育所（園）一覧

入所申込みの前に、入所希望の保育所（園）にご連絡の上、見学をしてください。

■公立保育所（市外の方は入所できません。）

施設名	つだ保育所		
所在地	津田1950-1	電話番号	029-273-5360
0歳児月齢	満3か月～	定員	140人
開設時間	7:30～18:45	給食費	4,500円（主食持参）
標準時間	7:30～18:30	保育料以外の費用	保護者会費，絵本代等
短時間	8:30～16:30	実施事業	延長保育，一時預かり，子育て支援センター
<p>〈笑顔いっぱい・すこやかに・心と体が育つ場所〉 国道6号からほど近く利便性に優れ、近隣には幼稚園や小学校があり、落ち着いた環境にあります。 広々とした園庭では、毎日子どもたちが元気いっぱい駆け回って過ごしています。 一人ひとりのより良い育ちのために運動遊びやリズム遊びを取り入れ、「できた」という喜びや達成感を味わい、自己肯定感を高め、心と体の成長を促しています。 つだ保育所では見学日を設けていますので、ぜひお問い合わせください。</p>			

施設名	東石川保育所		
所在地	東石川1475	電話番号	029-273-7427
0歳児月齢	満3か月～	定員	120人
開設時間	7:30～18:45	給食費	4,500円（主食持参）
標準時間	7:30～18:30	保育料以外の費用	保護者会費，絵本代等
短時間	8:30～16:30	実施事業	延長保育，緊急保育，地域交流(あひるくらぶ)，病後児保育(こぐまのおうち)
<p>〈たくさん遊んで、こころとからだを育てよう〉 子ども達との歴史を刻み、思い出が詰まった園舎から、令和3年10月、新園舎に移転し新しいスタートをきりました。 新園舎では病後児保育の開設や、0歳児の受け入れ等、保育事業を拡張し、より一層、地域の方に愛される保育所を目指していきます。 あたたかな雰囲気のある保育所で、一人ひとりに寄り添った丁寧な保育を心掛け、子ども達の育ち、子育てをサポートします！！ 見学を受け付けています。まずはお電話にてお気軽にお問い合わせください。</p>			

施設名	那珂湊第一保育所		
所在地	西十三奉行13214-2	電話番号	029-262-4902
0歳児月齢	満6か月～	定員	90人
開設時間	7:30～18:45	給食費	4,500円（主食持参）
標準時間	7:30～18:30	保育料以外の費用	保護者会費，絵本代等
短時間	8:30～16:30	実施事業	延長保育，緊急保育
<p>〈笑顔があふれる那珂湊第一保育所〉 周囲をサツマイモ畑に囲まれたのどかな環境の中、道路から子ども達が園庭でのびのびと遊ぶ姿を見ることが出来ます。 子ども達も保護者も安心できるように、一人ひとりの心に寄り添いながら、丁寧な保育を心がけています。 また、子ども達が意欲をもって活動できるようアイデアいっぱいの保育で笑顔あふれる日々を過ごしています。 那珂湊第一保育所では、見学をいつでも受け付けています。まずは、お電話でお気軽にお問い合わせください。</p>			

施設名	那珂湊第二保育所		
所在地	平磯町304	電話番号	029-263-1223
0歳児月齢	満6か月～	定員	60人
開設時間	7:30～18:45	給食費	4,500円(主食持参)
標準時間	7:30～18:30	保育料以外の費用	保護者会費, 絵本代等
短時間	8:30～16:30	実施事業	延長保育
<p><だれもが いつでも ここにこえがお「自然とともに育つ心とからだ」> ひたちなか海浜鐵道が、保育所の目の前を走り、自然に囲まれるのどかな環境です。 ちょっと足を延ばせば平磯海岸があり、「クジラの赤ちゃん」がお出迎えしてくれます。 園庭も広いのでかけっこや鬼ごっこ、虫探しなどのびのびと過ごしています。 小人数の保育所なので、子ども達も保育士もみんななかよし。異年齢児の関わりが自然と生まれ、小さい子への思いやりや、大きい子への憧れの心が育っていきます 那珂湊第二保育所では、見学をいつでも受け付けています。お電話にてお気軽にお問い合わせください。</p>			

■公立小規模保育所

3歳未満児(3歳になる年度の3月末まで)が対象の保育所です。

施設名	高野いろは保育所		
所在地	高野216-1	電話番号	029-212-8832
0歳児月齢	満3か月～	定員	19人
開設時間	7:30～18:45	連携園	東石川保育所
標準時間	7:30～18:30	保育料以外の費用	保護者会費絵本代等
短時間	8:30～16:30	実施事業	延長保育
<p><子どもの第一歩をここから・・・> 隣には高野小学校がありにぎやかな声が響くなか地域の方々に見守られながら、元気いっぱい!笑顔いっぱい!で園庭を駆け回っています。 『いろは』の名称は、子ども達をはじめで体験する様々な出会いを大切に育み、輝きに満ちた第一歩を踏み出すことができるように・・・という願いが込められています。アットホームな雰囲気の中、一人ひとりの育ちや思いに寄り添い丁寧に関わりながら、子ども達も保護者も安心できる保育所を心掛けています。 3歳児以降の受け入れについては、東石川保育所と連携をとっています。</p>			

■私立保育園

開設時間は延長時間も含んでいます。延長保育については別途料金がかかる園もありますので、直接園にご確認ください。また、「産休明け」は生後57日以降を指します。

施設名	勝田保育園 (宗教法人 日本基督教団勝田教会)		
所在地	東石川3-5-1	電話番号	029-274-0181
0歳児月齢	満8か月～	定員	110人
開設時間	7:15～19:15	給食費	4,500円(主食持参)
標準時間	7:15～18:15	保育料以外の費用	保護者会費, 絵本代, 園児服(4歳児～)
短時間	8:30～16:30	実施事業	延長保育, 体調不良児保育
<p>勝田駅から徒歩圏内で便利ですが、周りは病院や公園などがあり、静かにのびのびと過ごせる環境です。戦後すぐに教会が地域の方々にお仕える福祉事業として始まり、認可保育園として地域の皆さんと共に歩んできました。聖書の教えに基づいて、次の理念を土台としています。 「子どもたち自身が神と人に愛されている価値ある存在として、自分を知ることができること。また、他者を自分と同じように愛することができるものとなることを目標とする」 この愛に根ざして、心身ともに健康で豊かな人間性をもった子どもたちを育てる保育に取り組んでいます。</p>			

施設名	前渡ふたば保育園 (社会福祉法人 恵心福祉会)		
所在地	馬渡674-2	電話番号	029-272-3814
0歳児月齢	産休明け～	定員	75人
開設時間	7:30～19:00	給食費	4,500円(主食持参)
標準時間	7:30～18:30	保育料以外の費用	保護者会費, 絵本代, 園児服(4歳児～)
短時間	8:30～16:30	実施事業	延長保育
<p>田畑に囲まれ、のどかな環境の下、戸外遊びや、自然環境に触れ合いながら、伸び伸びと家庭的な保育を行っています。</p> <p>専門講師の下、リトミック・体操教室・鼓笛指導なども行い、就学前の体力作りを行っています。</p> <p>一人一人の個性を大切に、園全体であたたかい雰囲気の中、子どもの成長を保護者と共有する保育を行っています。</p>			

施設名	つくし学園 (社会福祉法人 知徳会)		
所在地	馬渡2895-20	電話番号	029-272-5708
0歳児月齢	産休明け～	定員	135人
開設時間	7:30～19:00	給食費	4,500円(主食持参)
標準時間	7:30～18:30	保育料以外の費用	保護者会費, 絵本代, 園児服(2歳児の10月～)
短時間	8:00～16:00	実施事業	延長保育, 一時預かり
<p>〇令和5年3月新園舎竣工予定</p> <p>自然に溢れた環境の中で子どもたちは体験し、四季を感じながら毎日楽しく過ごしています。</p> <p>つくし学園では、「他人と協調し、いたわり合うことのできる子ども」「心身共に明るくたくましく育つ子ども」「他人に頼らず、自分で判断し自主的に行動のできる子ども」を保育目標に、職員全員が一丸となって取り組んでいます。また、定期的な活動として、専門の先生による「マナー教室」を実施し、礼儀作法やルールだけでなく、「人を大切に思う心」を育て、「体育教室」では、子どもの成長発達にとって大切な基礎体力作りを目指し行っています。</p>			

施設名	はなのわ保育園 (社会福祉法人 はなのわ学園)		
所在地	西光地1-6-3	電話番号	029-273-0493
0歳児月齢	産休明け～	定員	90人
開設時間	7:15～19:15	給食費	6,000円
標準時間	7:15～18:15	保育料以外の費用	保護者会費, 絵本代
短時間	8:30～16:30	実施事業	延長保育, 一時預かり, 子育て支援センター, 体調不良児保育
<p>丈夫な体と心、感性を育てます。薄着、素足、水、砂、土、泥遊びを大切にします。</p> <p>雑巾がけ、散歩、山登り等をとおして、がんばる力や達成感、自然の変化に気づく感性を培い、リズム運動で体づくりをします。</p>			

施設名	勝田すみれ保育園 (社会福祉法人 康和会)		
所在地	枝川2560	電話番号	029-273-4530
0歳児月齢	満6か月～	定員	100人
開設時間	7:30～19:00	給食費	6,000円
標準時間	7:30～18:30	保育料以外の費用	園児服(3歳児～)
短時間	8:00～16:00	実施事業	延長保育
<p>自然豊かな田園風景に囲まれた立地条件の中で、園の内外から四方を見渡せる開放的な環境に在り、園児たちは四季折々の動植物を観察しながら過ごしています。</p> <p>毎日広い園庭を存分に走り回ること、年齢相応の健康と体力を得ることができています。</p> <p>専門講師によるスイミング・音楽・体操を取り入れて、心技体がバランス良く成長出来るように心掛けています。</p>			

施設名	たんぼぼ保育園 （社会福祉法人 たんぼぼ福祉会）		
所在地	中根4506-1	電話番号	029-273-8242
0歳児月齢	産休明け～	定員	100人
開設時間	7:15～19:15	給食費	6,000円
標準時間	7:15～18:15	保育料以外の費用	保護者会費, 絵本代
短時間	8:00～16:00	実施事業	延長保育, 一時預かり, 子育て支援センター, 体調不良児保育
豊かな自然に囲まれ、園舎の床は子どもたちのよりよい発達を保障するため、やわらかい檜で一日中素足で遊べます。給食はすべて手作りで、子ども達はおかわりするほど大好きです。自然や仲間との関わりを大事にしながら、五感をつかった保育の中で、感覚神経と運動神経の発達を促す保育をしています。年長児では、他園とのリズム交流、山のぼり、2泊3日の合宿、スキーなどがあります。未来を担う子どもたちが、子どもらしく豊かに生き、自分の生きる道を自分自身の力で切り開いていける基礎を育てます。			

施設名	たかば保育園 （社会福祉法人 清心福祉会）		
所在地	高場1615	電話番号	029-297-6200
0歳児月齢	産休明け～	定員	340人
開設時間	7:00～19:00	給食費	6,000円
標準時間	7:00～18:00	保育料以外の費用	保護者会費, 絵本代, 園児服（3歳児～）
短時間	8:00～16:00	実施事業	延長保育, 一時預かり, 子育て支援センター, 病後児保育, 体調不良児保育
整った保育環境の中で、「食育・体育・徳育・知育・才育」の5育を基本とした総合的な保育教育を通し、心と体の調和がとれた乳幼児を育てます。「いい目・いい耳・いい姿勢・いい声」をモットーに保育教育を行っています。 ■器楽奏, 音感教育, 英会話, 体育, 茶道, ダンス, クッキング教室, 観劇会, 農作物を栽培するなど豊かな感性を育てています。 ■毎日の運動を通して体幹を鍛え, 丈夫な身体づくりをしています。 ■英語は専属の外国人講師がおります。■茶道教室において, 和の心を育てています。 ■食育にも力を入れており, 栄養士がバランスの良い当園独自のメニューを作成しています。国産物を使用し季節に合わせた食材を吟味し安全で安心できる給食を通して, 心身ともに丈夫な身体づくりをしています。 ■姉妹園（清心保育園・心羽ナーサリー高場・心羽ルネサンスキッズ）と交流あり			

施設名	なかや保育園 （社会福祉法人 愛友福祉会）		
所在地	佐和612-3	電話番号	029-285-4808
0歳児月齢	産休明け～	定員	130人
開設時間	7:00～19:00	給食費	6,000円
標準時間	7:00～18:00	保育料以外の費用	保護者会費, 絵本代, 園児服（3歳児～）
短時間	8:00～16:00	実施事業	延長保育, 一時預かり, 子育て支援センター
<福祉を通して、地域への貢献と、それに関わる人々の幸せを実現します。> 「元気な子」「明るい子」「すなおな子」の園の目標のもと、恵まれた自然環境の中で、様々な体験をすることにより“生きる力”を育み、心身共にたくましく、思いやりのある創造性豊かな子を育てます。			

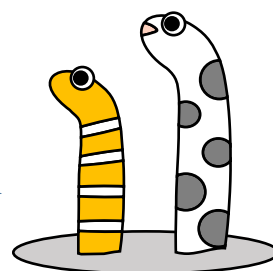
施設名	勝田あすなろ保育園 （社会福祉法人 くすのき会）		
所在地	武田901-2	電話番号	029-274-7767
0歳児月齢	産休明け～	定員	220人
開設時間	7:00～20:00	給食費	6,000円
標準時間	7:00～18:00	保育料以外の費用	保護者会費, 絵本代, 園児服（3歳児～）
短時間	9:00～17:00	実施事業	延長保育, 一時預かり, 子育て支援センター, 体調不良児保育
明るいひろびろとした環境の中で、のびのびと、心身ともに健全で豊かな人間性を身につけた子どもの育成を進めます。ひとりひとりが主役になれる日を設けたり、自分の考えをまとめて人に伝える能力を養うアセンブリーなど、子どもの個性や能力を引き出す保育を行っています。また、体験・経験を重視した感動ある保育を目指しています。			

施設名	清心保育園 (社会福祉法人 清心福祉会)		
所在地	高野1782-5	電話番号	029-202-0300
0歳児月齢	産休明け～	定員	270人
開設時間	7:00～19:00	給食費	6,000円
標準時間	7:00～18:00	保育料以外の費用	保護者会費, 絵本代, 園児服(3歳児～)
短時間	8:00～16:00	実施事業	延長保育, 病後児保育, 体調不良児保育
<p>整った保育環境の中で、「食育・体育・徳育・知育・才育」の5育を基本とした総合的な保育教育を通し、心と体の調和がとれた乳幼児を育てます。「いい目・いい耳・いい姿勢・いい声」をモットーに保育教育を行っています。</p> <p>■和太鼓, 器楽奏, 音感教育, 英会話, 体育, 茶道, ダンス, クッキング教室, 観劇会, 農作物を栽培するなど豊かな感性を育てています。■毎日の運動を通して体幹を鍛え, 丈夫な身体づくりをしています。■英語は専属の外国人講師がおります。</p> <p>■茶道教室において, 和の心を育てています。■食育にも力を入れており, 栄養士がバランスの良い当園独自のメニューを作成しています。国産物を使用し季節に合わせた食材を吟味し安全で安心できる給食を通して, 心身ともに丈夫な身体づくりをしています。■姉妹園(たかば保育園・心羽ナーサリー高場・心羽ルネサンスキッズ)と交流あり</p>			

施設名	堀川保育園 (社会福祉法人 敬朋福祉会)		
所在地	八幡町5-14	電話番号	029-263-5321
0歳児月齢	産休明け～	定員	200人
開設時間	7:30～19:00	給食費	4,500円(主食持参)
標準時間	7:30～18:30	保育料以外の費用	保護者会費, 絵本代, 園児服(3歳児～)
短時間	8:30～16:30	実施事業	延長保育, 一時預かり, 子育て支援センター, 体調不良児保育
<p>あかるい子・がんばる子・やさしい子の3つの柱を基本に乳幼児期にふさわしい環境を与え, 多様な経験を通して, 豊かな感性と心身共にたくましい乳幼児の育成をめざしています。</p> <p>『百聞は一見にしかず!』まずは保育園を見学に来てください。</p>			

施設名	平磯保育園 (社会福祉法人 平磯保育園)		
所在地	平磯町5042	電話番号	029-229-1105
0歳児月齢	産休明け～	定員	135人
開設時間	7:00～19:00	給食費	6,500円
標準時間	7:00～18:00	保育料以外の費用	保護者会費, 絵本代, 園児服(3歳児～)
短時間	8:30～16:30	実施事業	延長保育, 一時預かり, 病後児保育, 体調不良児保育, 休日保育
<p>令和3年2月より, 新しい園舎になりました。木造で明るく, 木の香りが心地よい園舎です。健康で明るい元気な子, 身体がすこやかなら心もすこやかです。恵まれた自然環境の中で, さまざまな生物や植物に触れることにより, 小さな優しい心の芽を大切に育てながら自然とともにいきいきと過ごせる楽しい保育園です。その他, 3歳から始まる体育教室やサッカー教室(3歳児クラス～), 和太鼓・鼓笛隊指導(4歳児クラス～), 外国人講師と遊びながら身に付く英会話(3歳児クラス～)も取り入れています。</p>			

保育所(園)は, お子様が一日の大半を過ごす場所であり, お子様の命を預ける大切な場所です。お申し込みの前に, お子様を連れて必ず見学に行きましょう。



施設名	湊保育園 (社会福祉法人 芳愛福祉会)		
所在地	湊中央1-7-17	電話番号	029-262-3950
0歳児月齢	満3か月～	定員	60人
開設時間	7:30～19:00	給食費	6,000円
標準時間	7:30～18:30	保育料以外の費用	保護者会費, 絵本代, 園児服(2歳児～)
短時間	8:30～16:30	実施事業	延長保育
<p>「保育の結果はこどもの笑顔からのみわかる」の理念を大切にして保育を行っています。小さな園ですので全職員で一人一人のお子さんを見守っています。園長も用務員さんも子どもたちのサポーターです。</p> <p>◎一番大切なのは『毎日の保育』: 日常の保育の中の小さな発見, 驚きや喜びを保育者が子どもたちと共有し, 成長に寄り添っています。◎保育園も『小さな社会』: 子ども同士の関わり, 保育者との関わり, 地域の方との関わりの中で, ルールやマナー, 他者を思いやる心を育て, 社会性を身につけます。行事の時には年長さんが小さな子の面倒をみる微笑ましい姿も見られます。◎成長を支える『食』: 美味しいと評判の給食や, 心も満たしてくれるおやつは子どもたちの楽しみにもなっています。「大きくなってね」の願いがこもった愛情たっぷりの給食です。園児が育てた野菜を給食に登場させるなど, 体験的な食育にも力を入れています。</p>			

施設名	柳沢保育園 (社会福祉法人 潮福祉会)		
所在地	柳沢454-3	電話番号	029-263-5800
0歳児月齢	産休明け～	定員	110人
開設時間	7:30～19:00	給食費	6,000円
標準時間	7:30～18:30	保育料以外の費用	保護者会費, 絵本代
短時間	8:30～16:30	実施事業	延長保育, 体調不良児保育
<p>地域の特産であるさつま芋畑に囲まれ自然豊かな環境の中で, 子ども達の創造力や感性を身につける保育に取り組んでいます。遊びを中心とした保育は, 見て・触れて・味わって・関心・興味をもって・調べて・聞いて, 発見や驚きの中から成長へとつながります。豊かな感性と思いやりのある心あふれる子ども達を育てていきます。</p> <p>○保育方針 : 基本的生活習慣の習得 ・集団における秩序を養う ・自立性の確立を目指す</p>			

施設名	野いちご保育園 (社会福祉法人 たんぽぽ福祉会)		
所在地	大成町12-2	電話番号	029-354-0150
0歳児月齢	産休明け～	定員	80人
開設時間	7:30～19:00	給食費	6,000円
標準時間	7:30～18:30	保育料以外の費用	保護者会費, 絵本代
短時間	8:00～16:00	実施事業	延長保育, 子育て支援センター, 体調不良児保育
<p>金上駅からも近く, 生活に便利な環境にあります。子どもたちは, 園内での遊びのほかに, 草花を摘んだり木の実を拾うゆったりとした散歩や, リズム運動あそびをしています。年長児は, 他園とのリズム交流あそびや山のぼり, 2泊3日の合宿, 雪あそびなど五感を使った生活を楽しんでいます。給食は手作りにこだわり, 子どもたちはおかわりするほど大好きです。自然と親しむ保育や仲間との関わりを大事にしながら, 五感を使った保育の中で, 感覚神経と運動神経の発達を促す保育をしています。未来を担う子どもたちが, 子どもらしく豊かに生き, 自分の生きる道を自分自身の力で切り開いていける基礎を育てます。</p>			

施設名	金上保育園 (社会福祉法人 潮福祉会)		
所在地	金上1235-1	電話番号	029-219-5130
0歳児月齢	産休明け～	定員	90人
開設時間	7:00～19:00	給食費	6,000円
標準時間	7:00～18:00	保育料以外の費用	保護者会費, 絵本代
短時間	9:00～17:00	実施事業	延長保育, 一時預かり, 体調不良児保育
<p>金上保育園は31年度に新園舎が竣工し, 木のぬくもりを感じる快適な生活環境になりました。近隣には森や畑, 小川も流れており, 自然も多く昆虫なども見つけることもできます。自然から学ぶことも多く子どもたちもいろいろなことに興味を持ち, 経験をすることで感性を身につけています。保護者の皆様, 地域の皆様と共に, 感性豊かで思いやり溢れる子どもたちを育てていきたいと思っております。○保育方針 ・基本的生活習慣の習得 ・集団における秩序を養う ・自立性の確立を目指す</p>			

施設名	海の子保育園 (社会福祉法人 平磯保育園)		
所在地	磯崎町4625-10	電話番号	029-219-6818
0歳児月齢	産休明け～	定員	90人
開設時間	7:00～19:00	給食費	6,500円
標準時間	7:00～18:00	保育料以外の費用	保護者会費, 絵本代, 園児服(2歳児～)
短時間	8:30～16:30	実施事業	延長保育, 一時預かり, 子育て支援センター, 体調不良児保育, 休日保育

海岸が近く、園の周りも緑があり、伸び伸びとした環境です。子ども達の遊びは“選択制”になっており、自分で選び考え、集中して遊べるようになってきました。また、異年齢保育を行い、子ども同士助け合い尊重し合える保育環境を作っています。食育も行っており、野菜を育てクッキングも楽しく頻繁に行っています。たくさんの事を経験し「生き抜く力」を持った大人になれるよう保育を行っています。

施設名	おーくす佐野保育園 (社会福祉法人 オークス・ウェルフェア)		
所在地	稲田606-1	電話番号	029-285-0133
0歳児月齢	産休明け～	定員	120人
開設時間	7:30～20:00	給食費	7,500円
標準時間	7:30～18:30	保育料以外の費用	保護者会費, 絵本代, 園児服(3歳児～)
短時間	8:00～16:00	実施事業	延長保育, 一時預かり, 子育て支援センター, 病後児保育, 体調不良児保育, 休日保育

いろいろな人と関わるといことは、いろいろな人がいるということを知るきっかけとなります。一人ひとり顔が違うようにその思いも違います。一人ひとり好きなことも違います。子ども達一人ひとりの違いを認め、受け入れ、子ども達が主体的に選択し、室内の活動から泥んこ遊びまで幅広い活動ができるよう促します。また、食の安全を大切に、製法・産地等にも気を配ります。設備としては主要部は床暖房なので一年中裸足で過ごせます。冬場も業務用加湿器で適湿を保ちます。

施設名	あずみの森保育園 (社会福祉法人 悠心会)		
所在地	中根3327-3	電話番号	029-352-2080
0歳児月齢	産休明け～	定員	120人
開設時間	7:30～19:30	給食費	6,800円
標準時間	7:30～18:30	保育料以外の費用	保護者会費, 絵本代, 園児服(3歳児～)
短時間	8:30～16:30	実施事業	延長保育, 体調不良児保育

「行ってきます」「ただいま」と言える明るい穏やかな雰囲気です。場所は勝田地区の中心部に位置し、交通にはとても利便性がいい所です。
「感性を磨き、知性を育み、体力を養うバランスのとれた保育」で人間としての土台を築いていきます。また、「自立と挑戦」の精神を大切に育て、生きる力を身につける事を目標にします。

○特色

- ・近代的な新しい施設、広い全面チップと本芝の園庭、快適な園舎
- ・園外活動に力を入れています。(月に1回のバスに乗っての遠足)
- ・就学までにしっかりと人間力を身につけ、たくましい心と体を作る



保育料以外にかかる費用・一時預かり等の実施事業のご案内 あわせてP.27をご確認ください。

各保育園で料金や利用方法などが異なりますので、ご利用の際は各保育所（園）に直接お問い合わせください。

■保護者会費・絵本代等

毎月の目安の金額です。この他に、年齢に応じた教材費や行事等にかかる経費がありますが、保育所により異なります。

■3歳児以上給食

3歳未満児については、給食費を含めた保育料となっています。3歳以上児については、給食費がかかります。「主食持参」の保育所（園）は、おかずに合わせてご家庭から主食をご持参いただき、副食費のみを支払います。それ以外の園は、主食費と副食費を含めた給食費を支払います。

■送迎バス

希望する方は、バス代を支払い利用することができます。利用条件等は各保育園により異なります。

■園児服

保育園既定の園児服が必要となります。また、記載がない保育所（園）でも体操服や帽子などが必要となります。

■一時預かり

保護者の就労や病気、冠婚葬祭、育児疲れ等の理由により一時的に家庭保育が困難になる時に利用できます。

■緊急保育

保護者の病気、出産、事故、災害等のやむを得ない理由により緊急的に家庭保育が困難になる時に利用できます。

■子育て支援

保護者と児童が気軽に集い相互交流を図る場を提供し、育児相談・情報提供・助言等を行います。

○：常設型 △：非常設型

■病後児保育等（看護師が配置されています）

- ・病後児保育：保護者が就労などの理由で病気回復期の児童の家庭保育が困難な場合、一時的に保育する事業です。他在園児も利用可能です。
- ・体調不良児保育：保育中に体調不良となった入所児童の緊急対応を行います。また、児童全体の健康管理・衛生管理等も行っています。入所児童以外は利用できません。

■休日保育

保護者の就労形態により、日曜日や国民の祝日等においても保育が必要な児童を一時的に保育します。

その他の保育サービス等のご案内

※下記の施設の利用方法・利用料等については、直接お問い合わせください。

※認可保育所に入所できず下記施設等を利用して空き待ちをしている場合でも、入所審査・利用調整において優先度が下がることはありません。

■認可外保育施設

市毛フレンド保育園	市毛833-1	274-3741
ベルワンキッズ保育園	東大島1-3-3	271-3039
やす託児所	東石川3-20-5	212-8848

■企業主導型保育施設

企業主導型保育施設とは…国の補助を受けて、事業所内託児所を運営する企業のことで、その企業で働いている方のお子様のための「従業員枠」と、従業員以外の方のお子様も入所可能な「地域枠」があります。

心羽ナーサリー高場 (社会福祉法人 清心福祉会)	高場1250-1	297-6200
はたらくママ保育園びよびよ (株式会社 アクティブ)	勝田泉町6-16	229-3939
託児所 こどもの庭 (社会福祉法人 森田記念会)	高野2451-1	212-3021
心羽ルネサンスキッズ (有限会社 清心学園)	高場1595-26	297-6200
おひさま保育室 (医療法人社団 愛友会)	中根5124-6	219-7888
こきあの森保育園 (株式会社 株式会社KJ不動産開発)	新光町38 テクノセンターB棟1階	264-2233

■ファミリーサポートセンター

保護者が利用会員に登録後、希望内容に協力できる会員がいる場合、有料でサービス（一時的な児童の預かり等）を受けられます。

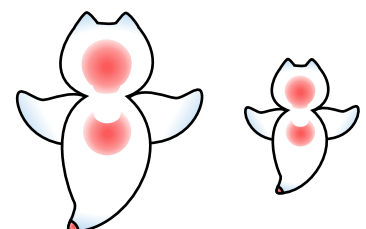
ひたちなか市	西大島3-16-1 (総合福祉センター内)	274-5135
ファミリーサポートセンター	南神敷台17-6 (那珂湊事務所)	263-7424

■病児保育

就労等をしている保護者が、お子様の病気により自宅での看病等を必要とする場合、お子様を一時的にお預かりします。

病児保育室まりんルーム	釈迦町1-34 (遊座医院)	219-5313
しろやぎさんのポシェット (相互利用提携施設)	那珂市竹之内3-2-3 (那珂キッズクリニック小児科)	029-212-5630

その他ご不明な点がございましたら、幼児保育課までお問い合わせください。



市内保育所（園）・幼稚園 所在地マップ

- ☆ : 保育所（園）
- : 幼稚園
- ◆ : ふぁみりこ



保育所・保育園			幼稚園		
1	公立	つた保育所	1	公立	佐野幼稚園
2		東石川保育所	2		東石川幼稚園
3		那珂湊第一保育所	3		那珂湊第一幼稚園
4		那珂湊第二保育所	4		那珂湊第三幼稚園
5	私立	高野いろは保育所	5	私立	勝田第一幼稚園
6		勝田保育園	6		勝田第二幼稚園
7		前渡ふたば保育園	7		明成幼稚園
8		つくし学園	8		明成田彦幼稚園
9		はなのわ保育園	9		栄光幼稚園
10		勝田すみれ保育園	10		はなのわ幼稚園
11		たんぼぼ保育園			
12		たかば保育園			
13		なかや保育園			
14		勝田あすなろ保育園			
15	清心保育園				
16	堀川保育園				
17	平磯保育園				
18	湊保育園				
19	柳沢保育園				
20	野いちご保育園				
21	金上保育園				
22	海の子保育園				
23	おーくす佐野保育園				
24	あずみの森保育園				